

博物館施設 利用の手引

敦賀市立博物館の施設を使用する際のルールは以下のとおりです。

(1) 使用の目的

文化財の保護や文化振興をはじめとする博物館の設置理念、あるいは当館に求められる地域振興や街づくりへの寄与といった趣旨に沿った目的での使用に限定されます。

(2) 利用の制限

博物館の建物がかけがえのない文化財であることをご理解いただき、建物の保全を第一に意識して使用してください。建物を損なう可能性があるとは判断された使用目的もしくは申請者の使用は、一旦許可をした場合でも使用をお断りいたします。

また、(1)と合致しない目的、営利目的、政治活動、または宗教活動での利用はできません。

(3) 対象施設

以下の施設を、各種行事・会合等の会場として一般に貸出しています。

① 地階室（東・西）

※一室のみ使用する場合は、西を使つていただきます。

※西一室の使用を認めた場合、別団体による東の使用は原則お断りしています。

② 3階講堂(西半分+ステージ)

(4) 貸出日・時間

博物館の開館日・開館時間

※博物館が自主事業等で使用する場合は使用できません。

※3階講堂は特別展期間中ほか、展示内容等によっては利用出来ない場合があります。

(5) 利用料金

施設名	算定基礎	金額
地下室 (1室当たり)	1時間につき	300円
	1日につき	1,500円
3階講堂	1時間につき	500円
	1日につき	3,000円

※使用許可が下りた後、使用日当日までに博物館窓口か、納付書の交付を受けて、所定の金融機関窓口で料金の振込手続きをお願いします。

※利用時間には準備や片付けの時間も含まれます。

(6) 使用申請手続

所定の申請書に必要事項をご記入いただき、博物館窓口にご提出ください。その際、使用の諸注意などについても説明の時間をいただきます。

申請内容を審査し、使用を許可する場合、使用許可書を発行しますので、窓口でお受け取りの上、打ち合わせをお願いします。

(7) 申込書の受付期間

使用希望日の3ヶ月前の月の1日から使用希望日の10日前まで。

(例 12/16 希望の場合、9/1 から 12/6 まで)

教育委員会内での審査に時間を要しますので、使用申請の期日については厳守をお願いします。

(8) 使用に当たっての注意

使用許可後の打ち合わせで、利用に当たっての諸注意・お願いについて説明いたします。その内容を行事等への参加者全員に必ず周知してください。

施設を使用するに当たってのお願い・諸注意

[総則]

- (1) 文化財である博物館建物全体が、簡単に取り換えることのできないものであることを理解し、細部にいたるまで建物や設備を損なわないよう、細心の注意を払うことを使用者全員に周知して下さい。
- (2) 博物館は地域の生涯学習や歴史文化の学習に利することを第一の目的とした教育施設であることに十分配慮してください。
- (3) 物品や設備の持ち込み・設置等については、職員と十分に打ち合わせてください。搬入や使用にあたって建物損なうことのないよう、養生などは十分に行ってください。釘や画鋸、セロハンテープ、養生テープ、糊、ボンド等で直接建物に固定するなど、建物に傷をつける行為はすべて禁止とします。
- (4) 建物自体が完全なバリアフリーではありません。使用者の中に足のお悪い方などがある場合は事前に注意の喚起を行うとともに、使用者で十分な介助をお願いします。
- (5) どのような行事の開催中であっても、一般の来館者の建物見学を制限することはできません。また視覚を遮るようなパーテーション等も設置は出来ません。
- (6) 行事で生じたゴミ等は責任を持って管理の上持ち帰り、館内に放置することはしないでください。
- (7) 使用者が 1・2 階の展示を見学する際には別途入館料をお支払いいただきます。誤って展示室に入室しないよう、スタッフを配置するなどして案内してください。

[地下室利用]

- (8) 外部地下階段の使用を希望する場合は、事前に相談の上、必ず階段口に案内のスタッフを配置してください。
- (9) 地下にはトイレはありません。1～3階、または山車会館のトイレをご使用ください。
- (10) 2室利用の際、東側室のカウンター口付近までの一般来館者の入室、見学は制限できません。西側一室をご利用の際も、中扉を閉鎖することはできません。
- (11) 使用した備品を元の位置に戻し、床の清掃をお願いします。

[講堂・ステージの利用]

- (12) ステージを利用される場合はステージからの落下には十分注意してください。また床材の保全のため、堅い靴底、ヒールの靴はご遠慮ください。必要な場合はシート等での養生をお願いします。飛んだり跳ねたりする激しい動きを伴う演目などは実施できません。特にステージ上のアーチの漆喰の汚損にはご注意ください。
- (13) 大きな音を出すような催しの際は、事前に相談の上、音量に配慮して下さい。
- (14) どのような催事の途中でも、3階展示室に一般の入館者が入室し、展示物や建物を見学することを制限できません。また催事を展示スペースから見学、観賞することを妨げることもできません。
- (15) 使用した備品は元の位置に戻して下さい。ゴミなどを確認し、簡単な清掃をお願いします。

敦賀市立博物館

敦賀市教育委員会 殿

住所
 申請者 団体名
 責任者氏名

敦賀市立博物館施設使用許可申請書

敦賀市立博物館の設置及び管理に関する条例第 9 条の規定に基づき、博物館の施設を使用したいので、次のとおり申請します。

記

使用年月日	年 月 日		
	使用時間	時 分から 時 分まで (準備・片づけの時間も含めてください。)	
使用施設 (○を付けてください)	地下室	西側	3階講堂
		東側	
使用の目的			
使用内容			
使用備品 (使用希望備品に ○を付けてください)	○会議用長机_____脚 ○会議用椅子_____脚 ○パーテーション ○案内表示スタンド ○プロジェクター ○スクリーン ○ホワイトボード(3階のみ) ○その他()		
備考			